

○国土交通省告示第二百九十三号（最終改正・・・令和六年国土交通省告示第二百九十八号）

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第四十八項第二号イ及び地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第十七項第四号イの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準及び国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一 地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、次に掲げるものとする。

イ 長期修繕計画（地方税法施行規則附則第七条第十四項に規定する長期修繕計画をいう。以下同じ。）がマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和三年国土交通省告示第千二百八十六号）別紙二4(1)に規定する長期修繕計画標準様式に準拠し作成されていること（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九の三第一項に規定する工事の実施時期に係る

部分に限る。)

ロ 長期修繕計画の計画期間が三十年以上で、かつ、残存期間内に地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事並びに当該工事に関する次に掲げる工事及び措置が二回以上含まれるように設定されていること。

(1) 地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事の実施に必要な仮設工事

(2) 地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事の実施に必要な調査その他の措置

(3) 長期修繕計画の変更に必要な調査その他の措置

ハ 長期修繕計画において将来の一次的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。

ニ 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が、地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事並びにロに掲げる工事及び措置を行うために必要な資金を確保するに当たって著しく低額でないこと。

ホ 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること。

二 地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号イに掲げる要件に該当することを、同法第三条の二第一項に規定する都道府県等が別表の書式により証する書類又はその写しとする。

別表

助言・指導内容実施等証明申請書

年 月 日

証明申請者	住所又は主たる事務所の所在地	
	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
連 絡 先		

下記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明願います。

1. マンションの概要

マ ン シ ョ ン の 所 在 地	
管 理 組 合 の 形 態	
管 理 組 合 の 名 称	

2. 助言又は指導の内容

助言又は指導を受けた日 及び文書番号	年 月 日付 第 号
実施した措置の内容	

3. 地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに規定する基準に係る事項

長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日	年 月 日
長期修繕計画の作成又は直近の変更について集 会の決議をした年月日	年 月 日
長 期 修 繕 計 画 の 計 画 期 間	年
将来の一時的な修繕積立金の徴収予定の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の 平均額	円
現 在 の 借 入 金 の 有 無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
「有」の場合	完 済 予 定 年 月 年 月

助言・指導内容実施等証明書

上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第2号イに掲げる要件に該当するものであることについて証明します。

証明年月日	年	月	日
-------	---	---	---

証明を行った 都道府県等	印
-----------------	---

(用紙 日本産業規格A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所又は主たる事務所の所在地」、「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」及び「連絡先」の欄には、この証明書の交付を受けようとする管理組合の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等をいう。）について、次により記載すること。
 - (1) 「住所又は主たる事務所の所在地」、「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」及び「連絡先」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
 - (2) 複数の管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第4号に規定する管理者等をいう。以下同じ。）が置かれている場合、管理者等全員の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」をこの証明書を作成する日の現況により記載し、管理者等の代表者1名分の「連絡先」をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「マンションの所在地」の欄には、当該マンションの建物の建物登記簿に記載された所在地を記載すること。
- 3 「管理組合の形態」の欄には、次のいずれかを記載すること。
 - (1) 単棟型（住宅のみ）
 - (2) 単棟型（複合用途型）
 - (3) 団地型（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第68条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ）
 - (4) 団地型（同法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型）
 - (5) 団地型（同法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ）
 - (6) 団地型（同法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型）
 - (7) その他
- 4 「管理組合の名称」の欄には、複数の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）が共同で申請する場合、全ての管理組合の名称を記載すること。
- 5 「長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日」の欄には、長期修繕計画の計画開始日を記載すること。
- 6 「将来の一時的な修繕積立金の徴収予定の有無」の欄には、該当するチェックボックスにレ点を入れること。
- 7 「長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額」の欄には、以下の計算式により算出した額を記載すること。

計画期間全体での月当たりの修繕積立金の平均額 = $(A + B + C) \div X \div Y$

A : 計画期間当初における修繕積立金の残高 (円)

B : 計画期間全体で集める修繕積立金の総額 (円)

C : 計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額 (円)

X : マンションの総専有床面積 (㎡)

Y : 長期修繕計画の計画期間 (ヶ月)

- 8 「現在の借入金の有無」の欄には、該当するチェックボックスにレ点を入れるとともに、「有」に該当する場合は、借入金の完済の予定年月を記載すること。複数の借入金が存在する場合には、完済期日が最も遅い期日を記載すること。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。